

認知症ケア指導管理士試験（初級）公式テキスト

# 正誤表

本書において誤植および、法律改定による内容の修正がございます。読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

※刷の確認は、本書奥付（本文最終ページの後）監修者プロフィール下をご確認下さい。



内閣府認可 一般財団法人職業技能振興会

資格取得キャリアカレッジ

# 認知症ケア指導管理士試験（初級）公式テキスト 正誤表①

## 【誤植について】

| 刷(※) | 頁   | 訂正箇所   | 本書の記述                         | 変更後                               |
|------|-----|--------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1～2刷 | 目次  | 第7章1節  | 認知症ケアの理念                      | 薬物療法の基本                           |
| 1～2刷 | 6   | 問1解説A  | 2020年には410万人、<br>2025年には470万人 | 2020年には約600万人、<br>2025年には約700万人   |
| 1～2刷 | 27  | 問4解説E  | 頭皮を4～5cm切開し、<br>血腫を除去する。      | 頭蓋骨に穴を開け、<br>溜まった血液を取り除く。         |
| 1～2刷 | 63  | 脇注タイトル | 言葉を遊ぶ                         | 言葉を選ぶ                             |
| 1刷   | 174 | 表10—8内 | 補佐                            | 保佐                                |
| 1～2刷 | 183 | ①タイトル  | 認知症介護の研究・研修                   | 認知症介護研究・研修センター                    |
| 1～5刷 | 183 | 8行目    | 大府市(おおふ)                      | 大府市(おおぶ)                          |
| 1～2刷 | 194 | 問6選択肢A | 男性が6～7割で                      | 男性が6割で                            |
|      |     |        | 多い順に、息子、夫、妻、娘、<br>嫁である。       | 多い順に、息子、夫、娘、嫁、<br>妻である。           |
| 1～2刷 | 194 | 問6選択肢B | 発見したら、まず警察に通報<br>しなくてはならない。   | 発見したら、保健所または民生<br>委員に通報しなくてはならない。 |

## —— 受験申込先の変更について ——

平成30年12月の認定試験より、受験の申込先が変更となりました。  
お振込先および、受験願書の提出先は下記の通りです。(1～4刷)  
※受験申込の詳細は、最新の受験要項でご確認ください。

### 【変更前】

三菱東京UFJ銀行 田町(タマチ)支店 普通預金  
口座番号：0029251  
口座名義：財団法人職業技能振興会(ザイダンハウジンシヨクギョウギノウシンコウカイ)  
〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-32-3 2階  
財団法人職業技能振興会 資格取得キャリアカレッジ宛



### 【変更後】

三菱東京UFJ銀行 浅草橋(アサクサバシ)支店 普通預金  
口座番号：0398877  
口座名義：一般社団法人総合ケア推進協議会(イッパンシャダンハウジンソウゴウケアスイシンキョウギカイ)  
〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-32-3 2階(※住所に変更はございません)  
一般社団法人 総合ケア推進協議会宛

※刷の確認は、本書奥付(本文最終ページの後)監修者プロフィール下をご確認下さい。

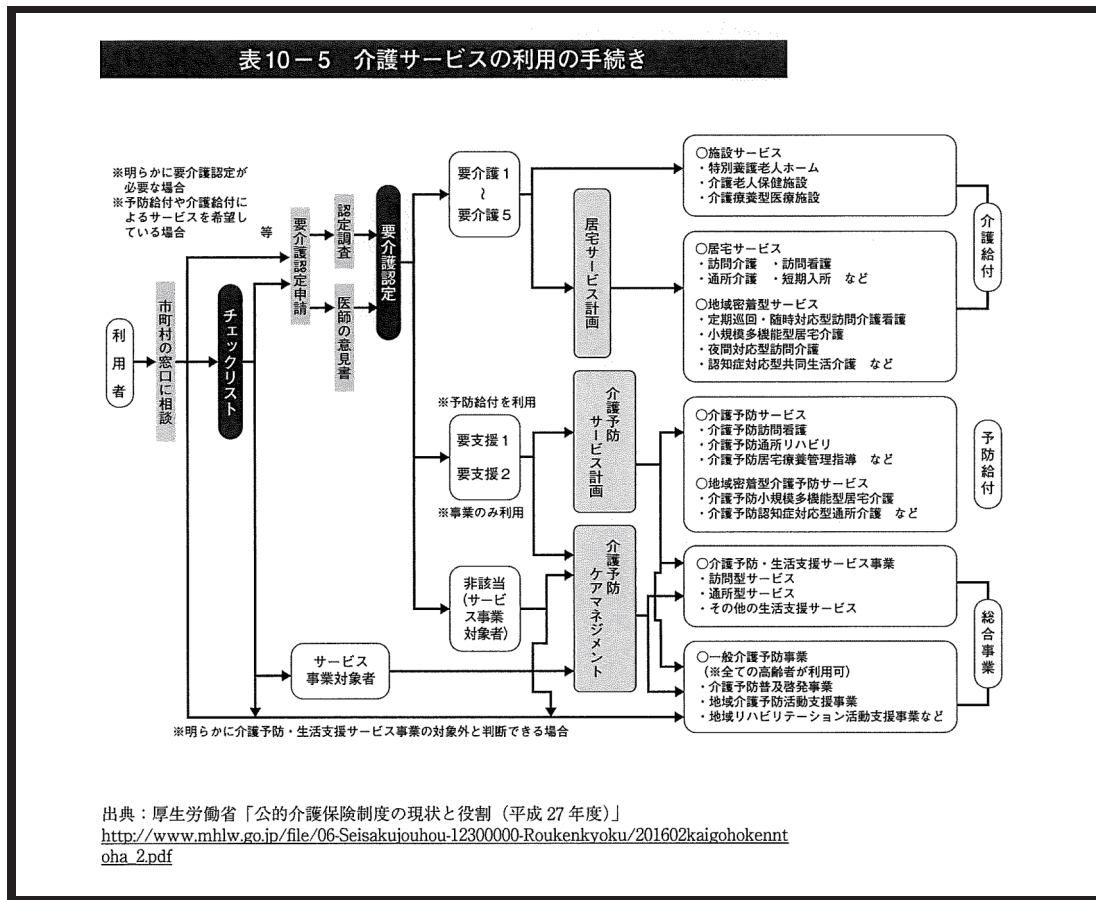
# 認知症ケア指導管理士試験（初級）公式テキスト 正誤表②

## 【法改正などによる変更・追記】

| 刷(※) | 頁   | 訂正箇所   | 本書の記述   | 変更後   |
|------|-----|--------|---|---|
| 1～4刷 | 166 | 上から3行目 | (1～2刷)<br>自己負担1割<br>(3～4刷)<br>介護保険の自己負担割合：<br>原則1割ですが、2015年より<br>合計所得金額が160万円以上<br>ある場合は、2割になります。   | 介護保険の自己負担割合：<br>原則1割ですが、2015年より<br>合計所得金額が160万円以上<br>ある場合は、2割になりました。<br>また、2018年の改正により<br>2割負担のうち、特に所得の高い<br>人は3割になりました。  |
| 1～2刷 | 167 | 表10-5  | —   | 介護サービスの利用の手続き表<br>差し替え（参照画像①）   |
| 1～2刷 | 169 | 本文中段   | その市（区）町村の住民のみ<br>利用できます。※以降追記   | ただし、通所介護事業所で定員<br>18人以下の事業所は、平成28<br>年4月1日から地域密着型通所<br>介護事業所となり、事業所所在<br>地の市町村に指定・指導権限が<br>移行されました。   |
| 1～4刷 | 169 | 脇注     | (1～2刷)<br>※2018年3月を目処に廃止予定<br>(3～4刷)<br>2011年の法改正によって、現在<br>運営している介護療養病床の<br>転換の時期を2017年度まで延長<br>することになりました。ただし、<br>2012年度以降は新設を認めない<br>こととなりました。 | 介護療養型医療施設については、<br>2011年度末までに老人保健施設<br>などへ転換することを進めて<br>きましたが、2011年の法改正に<br>よって、現在運営している介護<br>療養病床の転換の時期を2023<br>年度まで延長することになりました。<br>ただし、2012年度以降は新設<br>を認めないこととなりました。       |
| 1～2刷 | 170 | 脇注追加   | —   | 看護小規模多機能型居宅介護<br>(複合サービス)：<br>居宅の要介護者に対して、居宅<br>サービスや地域密着型サービス<br>を2種類以上を組み合わせで提<br>供されるサービスですが、現状<br>では訪問看護と小規模多機能型<br>居宅介護の組み合わせのみなの<br>で、2015年4月より看護小規模<br>多機能型居宅介護となりました。 |
| 1～2刷 | 172 | 表10-7  | —   | 表10-7 公的年金制度の仕組み<br>差し替え（参照画像②）   |
| 1～2刷 | 188 | 表10-4  | —   | 表10-14 地域包括支援センター<br>(地域包括ケアシステム)の<br>イメージ差し替え（参照画像③）   |
| 1～2刷 | 189 | 脇注新規追加 | —   | 地域包括支援センターの担当地<br>域人口2～3万人ごとに1ヶ<br>所を目安に設置されます。多く<br>の場合、中学校ごとの学区がこ<br>れにあたります。   |

※刷の確認は、本書奥付（本文最終ページの後）監修者プロフィール下をご確認下さい。

参照画像①：介護サービス利用の手続き



参照画像②：公的年金制度の概要

